

第3回 家具・紙業界等の合法伐採木材等の円滑な流通・利用促進協議会 議事要旨

開催日時	2024年5月28日（火）13:00～14:30
開催場所	オンライン
出席者	【協議会委員】 一般社団法人 日本オフィス家具協会 一般社団法人 日本家具産業振興会 一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会 一般社団法人 日本窯業外装材協会 一般社団法人 日本DIY・ホームセンター協会 一般社団法人 全国建具組合連合会 一般社団法人 全国木質セメント板工業会 家具経済同友会 日本製紙連合会 日本洋紙代理店会連合会 （一般社団法人 日本DIY・ホームセンター協会、一般社団法人 全国木質セメント板工業会は欠席。） 【オブザーバー】 林野庁 林政部 木材利用課 国土交通省 住宅局 住宅生産課 木造住宅振興室 経済産業省 製造産業局 素材産業課 【事務局】 経済産業省 製造産業局 生活製品課 株式会社矢野経済研究所
議事	1. 開会 2. 事務局説明 3. 自由討議 4. 閉会
主な意見	《家具業界》 ・クリーンウッド法の手引きの策定後、ガイドラインにもその要約の追記を検討していただきたい。 ・今回、ガイドラインにおいて、「主たる部材」について例示があったところ、「主たる部材」でない部材についても、例示をしていただきたい。 ・定期報告の対象となる1万5千トンには、主たる部材以外の重量も含まれるのか。 ・家具業界においては、従来は米国材等の輸入材が主であったが、今後は国産材の普及促進をすすめていく必要がある。そうした観点で、国産材における合法伐採木材の利用推進にも力を入れて頂きたい。 ・今般の改正においては、小売業が木材関連事業に追加された。今後、合法伐採木材の利用促進を図っていくためにも、小売業に対する罰則規定導入も念頭に検討いただきたい。

《紙業界》

- ・ 定期報告の閾値となる1万5千トンには、中間材は含まれるのか。
- ・ 今般第1種木材関連事業については、合法性確認等の義務が課されることとなったが、真面目に取り組む事業者にとって不公平感のないように、実効性があるように対応いただきたい。

《建材業界》

- ・ ガイドラインの公表スケジュールはどれくらいを想定しているか。
- ・ 木材関連事業者において、合法性確認木材等であることをどのように示すのかは今後お示しいただきたい。
- ・ フラッシュ戸等はMDFやパーティクルボードを使った製品が市場の大宗を占めており、クリーンウッド法の対象外となってしまうことから、MDFやパーティクルボードについても法の対象物品とするよう、検討していただきたい。